



健康企業宣言支援事業

専門家派遣申込案内



東京連合会



東京商工会議所
The Tokyo Chamber of Commerce and Industry

東京商工会議所の実施する「東京都職域健康促進サポート事業」における専門家派遣事業のスキームを活用し、同事業の対象外である東京都外の健康企業宣言等に取り組む事業所へ専門家（健康経営エキスパートアドバイザー取得者）を派遣する制度です。

健康企業宣言に既にご参加いただいている事業所はもとより、これから宣言される事業所でも活用できる制度です。

活用例

- 健康企業宣言 STEP 1 宣言事業所で、銀の認定取得にむけてサポートを受けたい
- 銀の認定は取得しているが、一段上の健康経営の実践を行いたい
- 健康企業宣言 STEP2 宣言事業所で、金の認定取得にむけてサポートを受けたい
- 経済産業省「健康経営優良法人認定」取得へむけてサポートを受けたい。

～注意事項～

- ・この申込案内は事業所所在地が東京都外の申込案内です。（加入の健康保険組合は東京都所在）
所在地が東京都内の事業所（中小企業）は東京商工会議所へお問い合わせください。
- ・派遣内容、報告書式等は東京商工会議所と共通となっております。派遣内容の詳細は東京商工会議所へお問い合わせください。

お申込みの流れ

事業所は「専門家派遣申込書」に必要事項ご記入のうえ、ご加入の健康保険組合へお届けください。

専門家派遣の決定ならびに派遣される専門家が決まりましたら東京連合会からご連絡します。（Eメール）

派遣される専門家より直接事業所へ連絡が行きます。初回日程等調整のうえサポート開始となります。

【お申込みにあたって】

1. 本事業の**支援対象は、所在地が東京都外（東京都近郊に限る）の事業所です。**（加入の健康保険組合は東京都所在）
東京都内の事業所（中小企業基本法に定義される中小企業に限る）は東京商工会議所へお問い合わせください。
2. 本事業は、貴社の「職場における健康づくり（健康経営）」の具体的な取り組みをサポートするものです。支援を円滑に進めるためにご協力をお願い申し上げます。
3. 原則として、**年度内に概ね5回の派遣となります。**
4. **派遣する専門家を指定することはできません。**業種、取り組み状況、課題、スケジュール等を勘案し、事務局にて選定いたしますのでご了承ください。
5. 本事業を通じて提供された情報は、本事業の実施に必要な範囲（運営・事務管理、専門家による支援実施、健康保険組合との情報共有）でのみ利用し、事前の承諾なく他の用途で使用することはありません。
ただし、貴社を特定できない統計上の集合データとして取り扱う場合については、この限りではありません。
6. 事前にご承諾いただいたうえで、取組事例としホームページ、機関誌等へ掲載する場合があります。

□申込書の具体的な提出方法はご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

【その他のお問い合わせ】

お申込みについて : 健康保険組合連合会東京連合会 業務課 担当：沼尻 03-3357-5213
派遣内容について : 東京商工会議所サービス・交流部 会員交流センター担当：織田 03-3283-7681

健康企業宣言 令和5年度専門家派遣事業実施要領

1 概要

東京商工会議所の実施する「東京都職域健康促進サポート事業」における専門家派遣事業のスキームを活用し、同事業の対象外である健康企業宣言に取り組む事業所へ専門家（健康経営エキスパートアドバイザー取得者）を派遣し、健康経営（健康企業宣言）の取り組みを支援する。

2 実施期間

令和5年6月15日～令和6年3月31日

3 対象事業所

東京都以外（原則・東京近県）の事業所

4 派遣する専門家

派遣承諾書を提出した健康経営エキスパートアドバイザー認定を有する社会保険労務士、中小企業診断士、保健師、労働衛生コンサルタント、健康運動指導士など

5 専門家派遣回数

1事業所あたり5回

6 費用 無料

7 申込～派遣

- ・専門家派遣を受ける事業所は「専門家派遣申込書」（別紙1）を健康保険組合へ送付する。
- ・健康保険組合は「専門家派遣申込書」（別紙1）を受付後、東京連合会へ回送する。
- ・東京連合会は、申込内容から東京商工会議所へ専門家派遣の依頼を行い、事業所へ専門家派遣決定の連絡を行う。（Eメール）
- ・派遣される専門家から事業所へ連絡、日程調整のうえ、「健康経営ヒアリングシート」（別紙2）を必要に応じて活用し、支援を開始する。

8 東京連合会への報告

- ・派遣専門家は健保連東京連合会へ「健康経営診断報告書」（別紙3）、「健康経営エキスパートアドバイザー支援報告書」（別紙4）により報告を行う。

9 その他

実施要領にないものは、東京商工会議所「東京都職域健康促進サポート事業」の取り扱い例によるものとし、必要に応じて東京連合会と東京商工会議所で決定する。

10 流れ

